

橋本市告示第 125 号

橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱の一部を改正する
告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 5 月 7 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱(平成19年橋本市告示第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の下線の部分である。

改正後				改正前			
別表(第3条、第5条関係) 防災・減災等事業整備計画に基づく事業				別表(第3条、第5条関係) 防災・減災等事業整備計画に基づく事業			
1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費
既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業			略	既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業			略
スプリンクラー設備(地域密着型施設等)				スプリンクラー設備(地域密着型施設等)			
1,000m ² 未満の場合	<u>10,460円</u>	対象施設ごと1m ² あたり		1,000m ² 未満の場合	<u>9,710円</u>	対象施設ごと1m ² あたり	
1,000m ² 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	<u>10,460円</u> /1m ² と <u>2,630千円</u> との合計額	対象施設ごと		1,000m ² 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	<u>9,710円</u> /1m ² と <u>2,440千円</u> との合計額	対象施設ごと	
300m ² 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	<u>1,170千円</u>	施設数		300m ² 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	<u>1,080千円</u>	施設数	
500m ² 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	<u>351千円</u>	施設数		500m ² 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	<u>325千円</u>	施設数	
略				略			

認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業

<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 	16,600千円	施設数
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業(1)地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市長が必要と認めた施設 	8,330千円	

略

高齢者施設等の換気設備整備事業

(地域密着型施設等)	施設延べ床面積(市長が必要と認めた面積)×4,310円の範囲内で市長が認めた額	施設数
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 		

認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業

<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 	15,400千円	施設数
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業(1)地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市長が必要と認めた施設 	7,730千円	

略

高齢者施設等の換気設備整備事業

(地域密着型施設等)	施設延べ床面積(市長が必要と認めた面積)×4千円の範囲内で市長が認めた額	施設数
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 		

<ul style="list-style-type: none"> ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス 			<ul style="list-style-type: none"> ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス 		
<p>※ 小規模とは定員29名以下のことをいう。</p>			<p>※ 小規模とは定員29名以下のことをいう。</p>		

附 則

この告示は、令和8年5月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。